令和６年３月定例会会議録

令和６年豊郷町議会３月定例会は、令和６年３月２５日豊郷町役場内に招集された。

１、当日の出席議員は次のとおり

１　番	長谷川　貴　康
２　番	西　山　一　男
３　番	井　上　喜美子
４　番	本　田　清　春
５　番	辻　本　　勇
６　番	中　島　政　幸
７　番	村　岸　善　一
８　番	前　田　広　幸
９　番	西　澤　博　一
１０　番	鈴　木　勉　市
１１　番	河　合　　勇
１２　番	今　村　恵美子

２、当日の欠席議員は次のとおり

な　　し

３、地方自治法第１２１条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町　長	伊　藤　定　勉
教　育　長	堤　　清　司
総　務　課　長	清　水　純一郎
企　画　振　興　課　長	山　田　篤　史
税　務　課　長	山　口　昌　和
医　療　保　険　課　長	小　西　直　美
保　健　福　祉　課　長	森　　ちあき
住　民　生　活　課　長	辰　見　栄　子
教　育　次　長	西　山　喜代史
人　権　政　策　課　長	西　山　逸　範
産　業　振　興　課　長	岡　村　浩　孝

地域整備課長兼上下水道課長　　山　田　裕　樹
会　計　管　理　者　　馬　場　貞　子

４、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議　会　事　務　局　長　　森　本　智　宏
書　　記　　喜　多　博　紀

５、提案された議案は次のとおり

議第　８号　　豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第　９号　　豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案
≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第１０号　　豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第１１号　　豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第１２号　　豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第１３号　　豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第１５号　　令和５年度豊郷町一般会計補正予算（第８号）
≪予算決算常任委員会委員長報告≫

議第１６号　　令和５年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）
≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第１７号　　令和５年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）
≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第１８号　　令和５年度豊郷町水道事業会計補正予算（第４号）

≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第１９号　　令和５年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第４号）

≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第２０号　　令和６年度豊郷町一般会計予算

≪予算決算常任委員会委員長報告≫

議第２１号　　令和６年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算

≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第２２号　　令和６年度豊郷町介護保険事業特別会計予算

≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第２３号　　令和６年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第２４号　　令和６年度豊郷町水道事業会計予算

≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第２５号　　令和６年度豊郷町下水道事業会計予算

≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第２６号　　豊郷町税条例の一部を改正する条例案

議第２７号　　令和５年度豊郷町一般会計補正予算（第９号）

議第２８号　　令和５年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）

委員会の閉会中の継続調査申し出について

（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）（文教民生常任委員会）

（予算決算常任委員会）（議会広報常任委員会）

村岸議長　皆さん、おはようございます。

これより第１回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は１２名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

（午前８時５８分）

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願いをいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、２番西山一男議員、３番井上喜美子議員を指名いたします。

日程第２、議第８号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業建設常任委員長　議長。

村岸議長　前田委員。

前田総務産業建設常任委員長　総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第８号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、去る、３月１３日、委員５名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。議第８号の審議では、１人当たりの標準保険料は、平均月額で言えば改正後は幾らになるのかが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で可決することに決しました。

総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長　慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員　議長、反対討論。

村岸議長　討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木勉市君。

鈴木議員　それでは、議第８号豊郷町国民健康保険税の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

３月に入っても３００種類以上の値上げ、物価高騰が続き、少しでも安いスーパーを探して買い物をするなど、国民、町民の生活は依然として非常に厳しい状況に置かれている中、本条例案では、令和６年度国民健康保険税を年額平均で１０万８，１４８円とするもので、令和５年度の９万１，５７２円に比べて、年額平均で１万６，５７６円も高くなっています。さらに、令和６年の国保の県統一に向けて、これからの年次計画が示されましたが、それによると、毎年ほぼ１万円前後もの値上げになります。国保の県統一は国・県の方針とはいえ、町民の生活と暮らしを守る最後の砦として、地方自治体は知恵と工夫を出し、少しでも町民の負担を軽減するべきことを指摘し、本条例案には反対といたします。

村岸議長　次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員　はい。

村岸議長　西澤博一君。

西澤議員　それでは、議第８号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する賛成討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹であり、加入者が安心して医療を受けるために、また、持続可能な制度として、安定的な運営が必要不可欠と思います。それを踏まえますと、令和９年度の滋賀県内保険料水準の統一に向け、市町格差の是正が必要である。保険水準の統一に向け、国民健康保険運用基金の活用について示された上で税制改正が行われており、安定的な事業運営のために税制改正は必要と考えます。よって、原案に対する賛成討論といたします。議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

村岸議長　ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第８号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第８号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　起立多数であります。よって、議第８号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３、議第９号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生常任委員長　文教民生常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第９号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案について、去る３月１４日、委員６名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め審議を行いました。

審議では、第９期の１号被保険者保険料は、３年間の計画ベースでは総給付費は幾らになるのか。介護給付費と請求額が１月に比べ２月が増加している理由についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長　慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第９号に対しては、今村恵美子君ほか２名から修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。今村恵美子君。

今村議員　はい、１２番。

それでは、議第９号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する修正動議を、提案説明を行います。今回のこの介護保険料の条例改正は、第８期の介護保険料標準月額６，４００円から３００円引き上げて６，７００円とする、

こういった改定内容となっております。しかし、今回の修正案、修正動議におきましては、第８期の標準月額６，４００円を１００円引き下げて６，３００円とする、こういった条例の改定、今回の改正案に対する修正を動議として提案しています。その修正を行う理由としまして、３点、同僚議員の皆さんに説明をさせていただきます。

１点目、今決算として明らかになっているのは、令和４年度までの決算は明らかになっています。そして、この第８期というのは、令和３年から５年までの３年間です。そして令和３年の当初に、令和２年の決算の剰余金基金、こういったものが残高として入ってくる会計です。こういった会計を決算書で見てみますと、令和４年度末で基金が約５，６５０万円あります。そして今年度、令和５年度見込みとして、この会計、見込みとして、町も資料に掲げておりますが、それを見越して、実質残高、５年度決算でどのくらいの残高が推計されるかというふうに、推計値などを参照して私も計算をいたしましたが、そうしますと、基金と決算、収支決算書、剰余金を合わせると、残額は５年度末で、この当会計の残額は約７，０００万円になると推計ができます。

２点目、第９期策定の問題点。これは第９期の６年から８年までの３年間の事業費から、人口から算出した、この総事業費なる計画は、国の見える化システム、また財政調整交付金の算定基準、また、第９期における訪問介護、介護の報酬引き下げ、こういったことが、何を狙ってやられているのかと考えれば、国庫負担を減らす目的で、こういったことが第９期の介護保険事業に、国がそういったことをしてきているというのが分かりました。それを、国の国庫負担を減らす分だけ、豊郷町の第１号被保険者、６５歳以上の保険料に転嫁していくもので、これは憲法に照らしても、決して、国のこういった行為は許されるものではありません。

３点目、算定基礎となる６５歳以上の人口をどう見積もるのかという問題ですがこの、算定基礎となる人口は２つの、６５歳以上の人口が出てまいります。１つは、町内で実質的に第１号被保険者として保険料を払っておられる、町内にお住みの方たち、６５歳以上。そしてもう１つが、町の住民基本台帳で、そこで見て、年に１回それを基準にするらしいですが、その人口が二通り、６５歳以上の人口の目安があるんです。当初の、この介護保険、豊郷町第９期事業計画というのは、豊郷町の住民基本台帳に載っている６５歳以上の方の人口を算定基準としているということですが、実態で、１号被保険者、６５歳の方たちが、支払いをされていただいている方との差異が２０人ほど今いらっしゃいます。

ということは、総事業計画も国の何とか法によって算定をされますので、水増

しになるということが分かりました。その結果は８期の令和３年から５年までの総事業費に対する執行率を見たり、その返還金の流れ、国・県に、計画よりも減った分は、実質、１年で単年度収支をしていますので、返さなくてはいけません。その金額を見れば、いかに事業費総額が水増しがされているということも、この事例からも発覚をしております。こういった中で、町から出していただいた、全協でいただきました資料で財政調整交付金が減ると。それで７７８円も、その分が基金から、基金等を入れないと赤字になるという、足りないということで、３００円の改定で、基金から約２，９００万円、それを入れるというふうになっておりますが、もともと、この介護保険の事業費は５割５割という形で、公費負担５割で、あと、被保険者の負担が、１号２号被保険者の負担が５割という形です。

ですから、そういう中で引き直していくと。いかにも、国のそういう国庫負担減らしが全て町民に返ってきている、高齢者に。でも、うちが第８期で残してきた決算の剰余金というのは、基本的に１号被保険者、６５歳以上の豊郷町の高齢者から取り過ぎた分が余ってきています。ですから、この７，０００万円のうち２，９００万円しか基金の繰出しは３年間でしないという、この計画を見直せば、介護保険料の引下げは十分に可能です。

また、この事業費の、今問題になっているのは、豊郷町でも居宅サービスが非常に困難になっている、事業所がどんどん閉鎖していく、こういったことが全国的にも起こっておりますが、この介護サービスが受けられない、こういった町民を増やしていく、これは、介護保険料引上げそのものが負担となって、介護サービスを手控える、抑制が起こって、重度化が進むのではないかと危惧します。

こういった面で、財政的に考えても１００円引下げというのは十分可能であるということを、８期、計画、実績、また９期の計画を総合的に判断して、今回の町が提案される３００円の引上げよりも、より豊郷の高齢者の皆さんの生活と健康を守るという観点で、この９期を引下げ、１００円として考えても、会計自体は問題はありません。そのことを皆さんに申し上げまして、修正案の提案説明といたします。ご賛同よろしくお願いいたします。

村岸議長　これより、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、議第９号の原案に対する賛成討論を許します。討論はありませんか。

西澤議員　はい。

村岸議長　討論の申出があります。西澤博一君。

西澤議員　賛成討論ですね、原案に対して。

村岸議長　賛成討論です。

西澤議員　議第９号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する賛成討論を行います。本案では、第９期介護保険事業計画の給付費推計を実態に即したものとすることで、全体の給付費を適正に見積り、また、第８期介護保険事業計画期間中に造成された介護給付準備基金の一部、２,８８０万円を投入しており、保険料を４０６円下げられており、結果として、第８期介護保険事業計画から３００円引上げの６,７００円とされたところであります。ある一定、全体としての負担を軽減されておると思います。また、将来の認定者推計ならびに総給付費額の計画値を見ても、さらなる高齢化の進展に伴う給付費の増加は避けられないものであり、安定的な介護保険事業の運営に資するためには、財源の確保は必要不可欠であります。

また、基金については、第９期中、不足に生じた場合や、第１０期以降、少しでも保有される基金を使用し、被保険者の負担軽減を図られるよう努めていただきたい。それらを配慮された結果の改正案と考えますので、私は原案に賛成といたします。議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

村岸議長　ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

鈴木議員　議長。

村岸議長　討論の申出があります。鈴木勉市君。

鈴木議員　それでは、議第９号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案に対する賛成討論を行います。

「介護あって介護なし」と言われて随分たちますが、高齢者がこの豊郷で元気に暮らしていくための対策や施策が必要だと思いますが、中でも介護保険は年金から天引きされるため、年金生活の高齢者には直接響いてまいります。修正案は、３点の基本的観点から先ほど提案がされましたが、高齢者の生活を少しでも軽減するという立場から１００円引下げが提案をされており、賛成といたしま

す。

村岸議長　ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、討論を終結いたします。

これから、議第９号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案の採決を行います。まず、議第９号に対する今村恵美子君ほか２人から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

修正案に賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、少数）

村岸議長　起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　起立多数であります。したがって、議第９号は原案のとおり可決されました。

日程第４、議第１０号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から、日程第７、議第１３号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生常任委員長　はい、議長。文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第１０号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第１１号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第１２号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第１３号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、去る３月１４日、委員６名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第１０号の審議では、指定地域密着型サービスの事業の対象となる施設で、豊郷町の方が利用されている施設はどこがあるのか。小規模多機能の施設

で、１０人以下の零細的なところは廃業に追い込まれるところが出てくるのではないかと危惧するが、見通しはどうかなどの質疑がされました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決とすることに決しました。

議第１１号の審議では、地域密着型指定介護予防支援等の事業施設はどこの事業所かなどについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第１２号の審議では、指定介護予防支援事業者は町内に何か所あるのかなどについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決とすることと決しました。

議第１３号の審議では、議第１３号の条例改正を行うことによって豊郷町の利用者にはメリットはあるのかなどの質疑がされ、質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長　慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第１０号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１０号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１０号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、全員）

村岸議長　全員起立であります。よって、議第１０号は委員長の報告のとおり、可決されました。

これより、議第１１号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１１号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１１号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、全員）

村岸議長　全員起立であります。よって、議第１１号は委員長の報告のとおり、可決されました。

これより、議第１２号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１２号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、全員）

村岸議長　全員起立であります。よって、議第１２号は委員長の報告のとおり、可決されました。

これより、議第１３号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１３号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１３号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、全員）

村岸議長　全員起立であります。よって、議第１３号は委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第８、議第１５号令和５年度一般会計補正予算（第８号）から、日程第１２、議第１９号令和５年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第４号）までを一括議題

といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算常任委員長　議長。

村岸議長　西澤委員長。

西澤予算決算常任委員長　議第１５号一般会計補正予算（第８号）の報告をいたします。

去る３月５日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第１５号令和５年度豊郷町一般会計補正予算（第８号）について、去る、３月８日、１１日に、委員全員出席のもと、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、税務課では委託料の減額になっていることについて。

総務課では、令和５年度普通交付税と特別交付税について、財政調整交付金について、緊急自然災害防止対策事業債の減額について、防犯灯等設置事業費補助金の減額について、減債基金の積立金について。

企画振興課では文書広報等の広報の減額について。地域づくり推進事業費の負補交の減額について。

住民課では、環境衛生の狂犬病注射とマイクロチップについて、環境対策費のスズメバチ駆除委託料の減額について。

保健福祉課では、民生費負担金の老人保護措置費入所負担金の減額について、民生費県負担金の児童福祉費負担金の減額について。

産業振興課では、農業総務費の坊ちゃんかぼちゃの生産支援事業補助金について、商工費の委託料の実績について。

地域整備課では、農地費の水利施設管理強化事業負担金について、道路橋梁費の委託料ならびに工事請負費の減額について、河川新設改良費の委託料ならびに工事請負費の減額について。

教育委員会では愛里保育園の正規職員と会計年度任用職員の数について、文化財保護費の町史編纂調査委員報償金ならびに、町民の補助金業務委託料の減額についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、予算常任委員会の報告といたします。

村岸議長　慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生
常任委員長　文教民生常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第１６号令和５年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）、議第１７号令和５年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）について、去る３月１４日、委員６名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第１６号の審議では、特別調整交付金について、医療費の無償化など、自治体独自で実施した場合、ペナルティの対象となるのか、運用基金については、２年ほど事業運営は、収支決算について黒字だったことから、事業運営は安定しているということか、などが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第１７号の審議では、特別徴収保険料の人数が増加しているが、現時点で何人いるのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、賛成多数で可決とすることと決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長　慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業
建設常任委員長　議長。

村岸議長　前田委員長。

前田総務産業
建設常任委員長　総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第１８号令和５年度豊郷町水道事業会計補正予算（第４号）及び令和５年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第４号）について、去る３月１３日、委員５名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第１８号の審議では、過年度損益修正益について、どのような内容のものか。事務処理の方法などについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第１９号の審議では、質疑、討論ともになく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長　慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第１５号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１５号令和５年度豊郷町一般会計補正予算（第８号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１５号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、全員）

村岸議長　全員起立であります。よって、議第１５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第１６号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１６号令和５年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１６号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、全員）

村岸議長　全員起立であります。よって、議第１６号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第１７号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１７号令和５年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１７号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　起立多数であります。よって、議第１７号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第１８号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１８号令和５年度豊郷町水道事業会計補正予算（第４号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１８号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、全員）

村岸議長　全員起立であります。よって、議第１８号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第１９号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１９号令和５年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第４号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１９号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、全員）

村岸議長　全員起立であります。よって、議第１９号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１３、議第２０号令和６年度豊郷町一般会計予算を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算常任委員長　はい。

村岸議長　西澤委員長。

西澤予算決算常任委員長　それでは、議第２０号一般会計予算の予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第２０号令和６年度豊郷町一般会計予算について、去る３月８日、１１日に、委員全員出席のもと、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行い

ました。

審議では、税務課では、滞納の実績について、延滞金について、延滞処分費の内訳について。

総務課では、住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金について、旧校舎貸付料について、財政調整基金繰入金について、臨時財政対策債について、交通対策費の報償費について、公共施設等管理基金の年度末の見込みについて、長期債元金について。

企画振興課では、総務費、寄附金のふるさと応援寄附金について、企画費の近江鉄道線輸送安全確保事業補助金と管理機構負担金について、地域づくり推進事業費の子育て世帯空き家イノベーション事業補助金について。

住民課では、総務費国庫委託金の中長期在留者居住地届出等の事務委託料について、戸籍住民基本台帳の司法書士等の閲覧申請について、清掃総務費の生ごみ処理機補助金について、保健福祉課では、民生費負担金の生活支援ハウス入所者負担金について。

医療保険課では、衛生費県補助金の自殺対策強化事業補助金について、高額療養費貸付金元利収入の内訳について、国民健康保険費の未就学児均等割保険税分について、介護保険事業費のおでかけ脳トレについて、予防費の帯状疱疹の予防接種助成金について。

産業振興課では、生きがい協働センターの施設利用について、中小企業融資資金貸付元利収入について、農業委員会費の農業委員について、林業費の有害鳥獣駆除委託料について、商工振興費の豊郷町商工会補助金について。

地域整備課では、交通安全対策特別交付金について、土木総務費の委託料における地籍調査と、負補交における安全・安心住宅支援事業補助金について、道路維持費の除雪機購入事業費補助金の申請等についての、申請書や保存期間について。

上下水道課では、下水道整備の繰出金の公債費分の内訳について。

人権政策課では、公営住宅の共益費について、隣保館デイサービスの利用状況について、不動産売払収入における改良住宅売払収入の今年度実績と来年度について、住宅新築資金等貸付元利収入における、住宅新築資金の滞納件数と金額について、人権対策費の弁護士費用について、改良住宅管理費の施設整備費と改良住宅分離工事の内訳と場所について。

教育委員会では、ゼロ歳児の保育の今年度の取組について、民生費使用料における保育使用料について、子育て支援センターの施設費の保育士謝金ならびに一時預かりの実績と時間給について、町講師派遣事業の勤務形態について、保健

体育総務費の指導員報酬について、豊栄のさと施設費における駐車場事故対策の予算化についてならびに修繕と委託料の内容について、スポーツ公園の階段ならびに防犯灯についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出があり、賛成討論、反対討論ともにあり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

村岸議長　慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第２０号に対しては、今村恵美子君ほか２人から、修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。今村恵美子君。

今村議員　はい、１２番。

村岸議長　今村君。

今村議員　議第２０号令和６年度豊郷町一般会計予算に対する修正動議の提案説明を行います。今回の令和６年度町一般会計予算の審議の中で、豊郷町の、やはり喫緊の課題というのは、豊郷町で安心して子育てができる、また、高齢者になっても安心して医療や介護が受けられる、こういった願いに応える必要があるのではないかと思いました。そういった面で、修正案を増額修正ということで、今回、提案を、修正案の提案をさせていただいております。説明をさせていただいております。

最初、１ページ見開いてもらうと、ここに議第２０号令和６年度豊郷町一般会計に対する修正案の、第１条中、５２億４,２００万円を５２億６,７４０万円へと改めるということで、第１表、歳入歳出予算の一部を次のように改めるということで、歳入部分は繰入金、基金繰入金を、財政調整基金を２,５４０万円増額するという内容で、歳出の方で、民生費の中の社会福祉費、また、項２の児童福祉費、また、款１０教育費の中では教育総務費の増額ということで、歳入歳出合計が５２億６,７４０万です。

その次のページですが、これは歳入歳出予算事項別明細書、そういう中で、歳入歳出部門で、この増額部分の比較を書いております。この明細、詳しいところ、歳入で財政調整基金を２,５４０万円繰入れをして、増額をして、歳出の方で、民生費、款３民生費、項１社会福祉費、目２老人福祉費で、負担金及び補助金及

び交付金を、節の部分で増額修正をしています。介護認定者激励金ということで１,３６０万円、これにつきましては、町としては、町民の皆さんが、高齢者の皆さんの介護保険料利用料の引下げをと、軽減をという形の請願署名が約１,３０４人、超える署名が、議会請願が行われ、議会で採択され、町政に、伊藤町長のもとに送られましたけれども、今回、この保険料の引上げと利用料は、そういう軽減は考えていませんという、そういう町の対応でしたが、今回、介護保険料３００円引上げになる。こういった中で、本当に介護保険のサービスが、必要なときに受けられる高齢者がどんどん減っていくという、今の物価高と年金は下がっている中で、この中でやりくりできるという人がどれだけいるでしょうか。そういったことで、ここに書かれていますように、介護認定者激励金というのは、年間で、要支援１、２の方がサービスを受けたり、リフレッシュをしたり、何かをするときには１万円の町の利用料と、本人のリフレッシュ代という形でこういった助成を行う。また、要介護の１、２の方に対しても、年間ですけど３万円、それで、やはり介護サービスで、中で、なかなか受けられないところを補塡する、その一助になったり、リフレッシュをされる、そういったことを町がやることを提案しています。要介護の３、４、５については年間で５万円、これを、人数は認定者の人数から割り出しました。それで１,３６０万円を一般財源から、町が、やはり豊郷で６５歳以上の皆さんが安心して暮らして、必要なときには介護サービスも受けられる、こういった状況をつくることで、健康寿命をちょっとでも皆さん伸ばしていくと。介護度を上げない、重症化させない、こういったことの一助になればということで提案しています。

続いて、款３民生費の項２の児童福祉費、目２の児童福祉総務費です。これも増額、節１８負担金補助金及び交付金ですが、待機児童解消補助金、これは、今当初予算の審議の中で、豊郷町の令和６年度における当初で、１４名の０歳、１歳児の待機児童が出ていると。そのことで、民間保育園の方で１人受け入れてくれたとか、今後そういう保育士の、確保の施策を今後もやっていくというお話はありましたが、私は、自分の子育てを思い浮かべると、私も１０か月から、議員になって１年目で子どもが生まれましたので、生後１０か月の子を４月から崇徳保育園に預けました。本当にそれは助かりました。豊郷はゼロ歳児保育をしてくれるということで、本当にありがたかったです。ですから、このようにやっぱり豊郷で安心して子育てをするということを、従来から一応、伊藤町長はそういった方針のもとに医療費無料化の拡大もされてきました。そういった給食費の無償化もされてきました。そのことは大変評価しておりますが、今、本当に豊郷で子育てをする人たちが今一番困っているのが待機児童です。そのことに、やっ

ぱり、保育士さんができたらばという発想じゃなくて、１人でも民間の保育園で預かってくださったら、それを解消補助金として、施設の運営なり人件費なりに使っていただく、そういった面で、私はこの３００万円というのが、町内で、長らく民間で頑張っていただいている保育園に、そういったことも補助金として支出すると、またそこから、待機児童の解消への芽も出てくるのではないかと考えております。

次に、款９の教育費、項１教育総務費、目３の教育振興費では、これも１８番の負担金補助金及び交付金８８０万円。高校生、それから専門学校、大学奨学金、これは高校に通っておられる方、また、専門学校や大学に通っておられる方、こういった方々に、年間ですけれども、やはり奨学金、給付型の奨学金を豊郷町でもぜひ実行してほしいということで、予算修正を行いました。皆さん、豊郷、日本はもう長らく、少子化で人口減少です。しかし、そういった中で、やはり子どもたちにこそお金をかけて教育を受ける、その機会を増やしていくということが、その知識が、教育の中でその子どもに身についていけば、それが、本当に人材として、世界でも人材をいかにつくっていくかということで、国は挙げてやらなくてはいけないんですけれども、国がやらないのなら町でも、豊郷町のこういった子どもたちの教育にお金を回す。このことが、ゆくゆくは子どもたちの将来の職業選択や、いろんな人生設計の上に、身につけた知識や資格などは誰もとりません。それを生かして生きていくこともできるんです。そういったことを考えれば、これは投資効果として絶大だと私は考えています。

そういったことで、今回の当初予算を見ますと、相変わらず不要不急の公共工事にはお金が行きますけど、こういう、福祉、教育、医療、介護、一番やっぱり、本当に、町民を大事にする立場に立ったら、こういったことをぜひ実現し、実行していただきたいという願いを込めまして、今回、修正案、動議を提案させていただきました。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

村岸議長　これより、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

河合議員　はい。

村岸議長　河合勇君。

河合議員　初めに確認をしておきますのは、予算の修正動議は行財政に与える影響などを十分考慮して審議しなければならないということから、町長、そのほか担当課長に質疑をすることはできますよね。議長、よろしいですか。

村岸議長　はい。

河合議員　それでは、議第２０号令和６年度豊郷町一般会計予算の修正動議の案に対する質疑を行います。

地方自治法によって「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない」と規定しているから、修正案を提出することには何も言いません。ですが、法にはただし書が書かれていますよね、これ、ご存じですよね。同法によると、「ただし、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない」となっております。総務省、当時の自治省ですけども、統一見解では、予算の増額修正について、国会と地方議会においてその取扱いは同様とすべきと示しております。

そこで１つ目に、今回の増額修正は、町との意見調整をして、妥当な結論としたものか、町長から答弁を求めます。

２つ目には、増額修正によって、内容、規模、予算全体と関連行政、運営における影響などはないのか、各担当課長から答弁を求めます。

これは以前、令和２年度に、こういうような修正動議が出されまして、その当時、私がこの上に座らせていただいておりました。そのときに町長から、独り言ではありますが、発言を許可してほしいという旨がありました。そのときに私は、どうぞとお答えをして、町長がこの席で、このような形の、町長が発言されたことを皆さんは覚えておられると思います。そこで、町長と各担当課長から、どうか遠慮なく、ご本心を、発言をお願いしたい。

伊藤町長　はい。

村岸議長　町長。

伊藤町長　それでは、河合議員さんの質疑にお答えいたします。

事前のお話は一切聞いておりません。それと前回、独り言ということでありましたが、発言の機会をいただきました。今回は質疑という形の中でいただきました。

昨年４月の町長選で、私は、やはり豊郷町は持続可能な豊郷町でありたい、そして、若い世代にしっかりと健全な財政を渡していきたいと、そういう思いで訴えてきたものでございます。その中にはいろいろな施策を選択しながらやっていくという思いでございます。ただ、その刹那刹那で、思いつきで予算をつけた場合、これは次々とやはり予算が膨らんでいきます。特に高齢者の場合思いつきでこれは考えられたと思うんですが、これは高齢者が多くなってきて、若い世代が少なくなっていった場合、どういうふうにされていくのか。そういうこともしっかり考えていった中で、予算はやはりバランスのある予算を立てるのが行政の宿命である。そのような形でなかったら議員の皆さん方から指摘を受けます。そういう思いですから、やはり、しっかりと長期財政を健全化に向けてやっていくのが私たちの使命でございます。

不要不急の工事はやるって、必要であるから、危険があるから、そういうハード面もやっていかなければならない、そういう思いでございますので、いろいろな思いもありますけれども、しっかりと皆さん方が、この豊郷を次の若い世代にしっかり渡していく思いを持っていただきたいなと、こういう思いでございますので、その点、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

総務課長　議長。

村岸議長　清水総務課長。

総務課長　それでは、河合議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私がお答えしたいことは今ほどほとんど町長が今申し上げましたので、簡単にでございますけれども、２点目の中で、特に行財政運営における影響等についてお答えをさせていただきたいと思います。

今回の修正案の中では、財源としまして財政調整基金からの繰入れを財源とするような案となっておりますけれども、先の３月５日の提案説明のときにも申し上げましたとおり、今回の主要施策の概要の１ページ、本町の状況の項目にも記載させていただきましたが、財政調整基金の残高が、平成２８年と比較して５０％以上減少しております。町では、中長期の視点で安定的な財政運営を行うことに対して責任を負っておりますので、想定外の取崩しを行うと後年度の予算編成に支障が出るおそれがありまして、影響は大きいと考えております。

以上です。

村岸議長　河合議員、再質疑はありますか。

河合議員　結構です。

村岸議長　質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、議第２０号の原案に対する賛成討論を許します。討論はありませんか。

西澤議員　議長、賛成討論。

村岸議長　討論の申出があります。西澤博一君、原案に対する賛成討論です。

西澤議員　では、令和６年度の当初予算についての賛成討論を行います。

令和６年度の当初予算は、一般会計で５２億４,２００万で、昨年より０.１％減でありました。しかしながら、財政比率は自主財源が４８.７％、依存財源が５１.３％で、県下１９市町村の財政としては、ある程度評価できるのではないかなと私は思っております。

その中で、総務課では災害対策費、企画課では電子計算管理費、保健福祉課では紙おむつの支給事業等、福祉医療助成事業、また、医療保険課では健康増進推進事業など、様々な予算措置がされております。また、教育委員会におかれまし

ても、小学校、中学校の幼稚園の給食時の拡充とか、地域運動部活動の推進事業の新規事業があります。全体でいきますと、新規が５で拡充が２０ありました。そういう中で、町民に対しまして福祉、教育、商工業等に対しまして財政措置がされているのではないかと私は評価をしております。よって、私は賛成といたします。議員諸氏の皆さん、どうぞよろしくお願いします。

村岸議長　ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

河合議員　修正案に反対討論。

村岸議長　討論の申出があります。河合勇君。

河合議員　それでは、議第２０号令和６年度豊郷町一般会計に対する修正動議の反対討論を行います。

議第２０号令和６年度豊郷町一般会計予算に対する修正動議は、昭和５２年１０月３日付自治省行政局、現在の総務省ですけれども、略して自治行第５９号の局長通知、予算の増額修正についての通知をもとにされているものであり、提出された修正動議案は、通知の骨子の１つである「議会が予算修正をしようとするときは、町と議会との間で意見調整をして妥当な結論を見いだすことが望ましい」という重要なことが欠落しているものであり、財政的にも厳しい状況である本町の基本構想、基本計画、実施計画などの行政施策の将来の方法、条例、規則、住民の要望などを、大事なところですが、総合的に判断したものとは言い難いものであることから反対といたします。

村岸議長　ほかに討論ありませんか。

今村議員　議長、原案に対する反対討論。

村岸議長　今村恵美子君。

今村議員　それでは、原案に対しての反対討論を行います。この増額修正ならび減額修正など、地方自治法では、修正案を提出する、それをできるとなっているんです。私も全国の自治体議会でも見ましたが、修正案は出ております。そういった中で、今河合議員がおっしゃるのは、方向として、町執行部との協議が妥当ということ、その上での望ましいというのは、それの方が、それがすんなりと、修正も可能になりやすいという形の、そういう通知なんですよね。でも、法的には、与党と野党があった場合には、当然、野党としては修正を出す、当然の地方自治法の権利がございます。そういった中で、先ほど町長や総務課長が、財政調整基金の充用は非常に今後の財政を圧迫する、また、思いつき予算ではないかと、こういった

ことをおっしゃいますが、うちの今回の予算規模５２億円、その中で、これまで財政調整基金を繰り出してやってきたのが、町の歌詰橋の耐震補強の工事とか、やはり、普通建設費の土木経費の方が財政調整基金を繰り出すことが多かったんです。ですから、私は財政調整基金で、今回２,５４０万円の繰り出しは、町民に対する、先ほど申し上げましたが、生活、そして健康、医療、介護、教育、子育て、切実な要求を議会に提出して、さらにまた、そういった住民の、有権者の負託に応える議会活動のために、今回、修正案を提案しております。

議員諸氏がこれに、採決でどう判断されるのかは議員諸氏のそれぞれのお考えだと思います。ですから私は、こういうのを執行部と相談しなきゃ出せないという考えは、もう、今の時代ではちょっと、私は議員としては、そういうお考えは。

村岸議長　今村議員、今村議員、原案に対する反対討論ですやろ、今のは何に対しての討論ですか。

今村議員　だから原案に対して私は。

村岸議長　それだけしっかり言うてください。ほかのことは言わないで結構です。

今村議員　ですから、今の原案が、町民の本当に切実な願いに応えていない、この豊郷町で起こっている問題解決に応えていない、待機児童問題、また、高齢者の健康福祉問題、高過ぎる介護保険料、こういった利用料の問題、そういったことに応えていくべきであるということを、不足している分を修正動議で提案をさせていただきました。以上です。

村岸議長　ほかに討論ありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

鈴木議員　議長。

村岸議長　討論の申出があります。鈴木勉市君。

鈴木議員　それでは、議第２０号令和６年度一般会計修正案に対する賛成討論を行います。

令和６年度一般会計予算の提案説明では、その趣旨として第５次豊郷町総合計画に掲げる基本目標に向け着実な事業展開を行う。また、財政調整基金が平成２８年度と比較すると５０％以上減少しているため、今後も堅実な財政運営を行っていく必要があるという基本的な立場が示され、先ほどもバランスのとれた予算編成が必要であるという説明がありました。

しかし、そういう中でも、私は、高齢者や、様々な弱者を含めて、町民の生活と暮らしを守る、その方たちに光を当てた観点からの予算編成が必要ではないかと思いますが、その点から見ると不十分なところがあるのではないかというふうに思います。先ほどから論議になっております増額修正の協議については様々な見解があることもまた一方ではあります。今回の修正案の提案では、大学等奨学資金の創設など、３点の町民の生活と暮らしを守る施策が提案されており、賛成とさせていただきます。

以上です。

村岸議長　ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、討論を終結いたします。

これから、議第２０号令和６年度豊郷町一般会計予算の採決を行います。

まず、議第２０号に対する、今村恵美子君ほか２人から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

修正案に賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、少数）

村岸議長　起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　起立多数であります。したがって、議第２０号は原案のとおり可決されました。

ここで１０分間、３５分まで暫時休憩いたしたいと思います。

（午前１０時２４分　休憩）

（午前１０時３３分　再開）

村岸議長　再開します。

日程第１４、議第２１号令和６年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算から日程第１８、議第２５号令和６年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生常任委員長　議長。

村岸議長　中島委員長。

中島文教民生
常任委員長　文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第２１号令和６年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第２２号令和６年度豊郷町介護保険事業特別会計予算。議第２３号令和６年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算について、去る３月１４日、委員６名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第２１号の審議では、国保税において、国保料は世帯で徴収するが、引き上げる理由について、県での統一化については、担当課としてどのような考えなのか。基金繰入額が増加しているが、納付対象人数が増えたということか、療養諸費では、働き方によって国保から社保に移る方が増えたのか。高額介護加算療養費では、入院が長期化した場合、大体どういうケースの時が、また、介護認定は入院して受けると早期に認定されるのか。保健衛生納付費では、人間ドックの実施助成事業補助負担金、保険事業等保険者支援負担金の内訳と計画について、特定健診の対象者の受診率アップのため、今年度は特にどのような取組をなされているのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

議第２２号の審議では、介護保険者努力支援交付金が前年度より若干増加されているが、豊郷町の場合はどのような算定か、介護保険会計の第９期の段階で、軽減措置をされている１から３段階、国の負担割合が減ったように思うが、国、県、町の負担は第８期と同様か、豊郷町の介護認定者数が減ってきたように感じるが、傾向について、介護保険運営協議会の、令和６年に、新たに第９期に向けた取り組む事業は何かあるのか、介護予防福祉用具購入費と居宅介護予防サービス給付費は連動するのか。在宅医療・介護連携推進事業費では、令和５年度の実績ではどのようなことを行ったのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

議第２３号では、保険基盤安定繰入金が前年度と比べると１８３万１,０００円の予算を計上しているが、所得配分で上がるのかについてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長　慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業建設常任委員長　総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第２４号令和６年度豊郷町水道事業会計予算及び、議第２５号令和６年度豊郷町下水道事業会計予算について、去る３月１３日、委員５名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第２４号の審議では、給水収益の減額理由について、他会計補助金は人件費の関係で減額となっているのか、受動財産の具体的な内容について、工事負担金の収入は何か。他会計補助金と出資金の区別について、委託料の水道管台帳更新及び固定資産情報のひもづけとは何か、また、今まではなかったのか、北部浄水場新設井戸詳細設計とは豊栄のさと北側で実施されている現場のことか、などが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第２５号の審議では、下水道使用料の減額理由について、雨水処理負担金の支出先についてはどこか、豊郷町流域関連公共下水道事業計画変更業務とはいつ頃から始める業務か、工事負担金の県道整備工事とはどこになるのか。委託料の雨水内浸水想定区域作成業務は今も続いているのか、マンホールトイレは大地震が起こったときにも利用できるものか、などが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長　慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第２１号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員　１２番、反対討論。

村岸議長　討論の申出があります。これより、本案に対する反対討論の発言を許します。今村恵美子君。

今村議員　議第２１号令和６年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討

論を行います。政府は２０１８年度から、それまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府意見に集約する、国保の都道府県化をスタートさせました。滋賀県においては、国保税の統一化を目指し、各市町から納付金について、全国でもいち早く医療費水準を統一化し、収納率の統一化も２０２１年度より進めています。

そういう中で、標準保険料が上がる中、各市町では、この６年間、繰越金や基金を活用し、国保料、税の値上げを据え置くなど、努力がされてきました。しかし県は、２０３０年度には完全に保険料を統一化する第３期滋賀県国保運営方針を策定し、このままいけば豊郷の住民の負担増も避けられません。この問題で、今回の、令和６年度の国民健康保険税を、年額で平均１０万８,１４８円、令和５年度に比べて、年額平均で１万６,５７６円も引き上げる、こういった国保会計の実態が明らかとなりました。

国民健康保険は、国民健康保険法によって、全ての国民が健康で、そして安心して暮らせるための皆保険として、当初、国の国庫負担割合も、４０数％から５０％弱でしたが、それがどんどん下がって、国庫負担が減り続ける中で、その一方で、加入者負担、この保険料がどんどん、負担が大きくなってきて、その中で、保険が高過ぎて払えない人が増えてきて、滞納になり、制裁措置として保険証の取上げも全国的に行われてきています。

今回のこの大幅な引上げで、豊郷町の国保世帯数、令和６年度の予定で１,５８９名。今後、この加入者数がどんどん減っていくというのが、推計上の目安、推定が出ています。こういった中で、高過ぎる保険料が払えない。こういった方は医療から排除され、また、この国民健康保険税が払えない。そういった中で、これまで国保の加入所帯となった若い子育て世帯が、その職種を変える、社会保険の方に移行する、こういった動きも出てくると、残るは、６５歳以上の高齢者か自営業者、零細な業者、こういった方々に残って、ますます保険料負担を上げていくという方向に立つ。これでは、保険あって医療がなくなってしまいます。健康も脅かされます。

こういった中で、豊郷町の準備基金を使って、これまでは維持してきて、若干の引下げも行ってきているのを、今回大きな転換を伊藤町政は図られましたけれども、今の豊郷の国保加入者の生活実態を考えていったら、こういったことは撤回すべきだと考えています。このことは、豊郷町で安心して暮らしていくためには、私は、前から提案していましたが、お子さんの均等割は町として、均等割の公費負担を増やして１８歳まで無料にしていく。そういった子育て加入者を応援する。そして、軽減は一応ありますが、それ以外にも町独自の、低所得者の

皆さんには軽減措置をしていく。こういったことを、基金が足りなければ一般財源から、一般会計からの繰入れもしたらできます。そういった点に転換されることを願いまして、この町当初予算、原案に対しては反対といたします。

村岸議長　次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員　はい。

村岸議長　西澤博一君。

西澤議員　それでは、議第２１号令和６年度豊郷町国民健康保険事業特別会計について、賛成討論を行います。

今回の歳入歳出はそれぞれ、８億６,４６７万１,０００円の予算措置がされております。国民健康保険制度は、ほかの医療保険制度、被用者保険、後期高齢者医療制度に加入されていない全ての住民の方々を対象とした医療保険制度であります。その上で、令和６年度において、療養給付費、高額療養費、医療給付費、後期高齢者支援金などが予算計上されております。加入者が安心して医療を受けるために、また、持続可能な制度として安定的なことでもあると思いますので、私は賛成討論といたします。

以上です。

村岸議長　次ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第２１号令和６年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第２１号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　起立多数であります。よって、議第２１号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第２２号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員　はい、反対討論。

村岸議長　討論の申出があります。これより討論に入ます。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員　はい、１２番。

村岸議長　今村恵美子君。

今村議員　議第２２号令和６年度豊郷町介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。この、令和６年度の特別会計予算には、保険料を３００円引き上げて、

そういった中での予算計上がされております。

しかし、この実態として、私は先ほど申し上げましたが、引き上げをしなくても本町の介護保険会計の残金、収支剰余金、これは令和６年から８年の３年間でも、この残金のうちで、引き上げをしなくてもできるという、そういった財政状況にあります。

今、高齢者の皆さん、本当に物価が上がって、毎日の食費も削っておられる、また、お医者さんへ行くのも考えないといけない。ましてや介護認定を受けてもサービスを受けるためにはそのお金を工面しなくてはいけない。こういった切実な声を、私は町内の多くの高齢者から聞いてまいりました。このことは、本来は国がそれに対して基本的な手当てをすべきなんです。

ところが、今の岸田政権は、５年間で４５兆円の軍事費の予算を優先させ、社会保障費を削る、そのために各国民の医療、介護のこういった負担金も減らすことを目的にした、負担金減らしの施策を進めております。こういった中で取り残されるのは、お金がない高齢者の皆さん、受けたいサービスも受けられない、家族も今、こういった状況の中で高過ぎるので、ビジネスケアラーといって、仕事を休まなくては、やめなくてはならない家族も出てきています。こういったことは、もう介護保険制度が、実態を見るともう破綻しているような実態ではないかと思います。豊郷の高齢者の皆さん、一生懸命豊郷で、豊郷の地域を守って、そして家族を育てて、そういった高齢者に、やっぱし血の通った介護保険事業を町はするべきだと私は思います。こういった面で、この令和６年度、この介護保険の事業特別会計予算については甚だ納得がいきません。こういった面で、住民の高齢者の皆さんの福祉や、また、介護を守り、健康寿命を延ばしていただく、家族も楽しく、住み慣れた自宅で暮らせる、こういった求める立場で反対といたします。

村岸議長　次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員　はい。

村岸議長　西澤博一君。

西澤議員　それでは、議第２２号令和６年度豊郷町介護保険事業特別会計について賛成討論を行います。

介護保険制度は第１、第２被保険者、また国・県・町の財源で介護保険の運営がされています。今回、第６期において介護基金の一部、２,８８０万円を投入し、保険料は４０６円下げており、結果として、第８期の保険料事業計画から３００円引き上げ、６,７００円になり、ある一定、全体とした負担軽減にされております。

介護サービス等の支援について、①居宅の介護サービス給付費から⑩の特別居宅介護サービス計画給付費、また、高額介護サービス費、包括的支援事業、認知症施策推進事業などが、介護を必要とする方々に予算措置がされております。

なお、今後について、介護認定審査会で、介護保険について計画的な議論を行うことが重要であり、それを付け加えて賛成といたします。また、今回の介護保険の課題について、①少子高齢化をする影響、また、認知症の高齢者の増加、人口減少による制度が、維持困難になる可能性が、１０年、２０年先を見据えて、そういうような起こる課題があります。そんなことも含めて、審査会でもそういうような議論をしていただきたい思います。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

村岸議長　ほかに討論はありませんか。

河合議員　議長、賛成討論。

村岸議長　河合勇君。

河合議員　それでは、令和６年度豊郷町介護保険事業特別会計予算の賛成討論を行います。

先ほど来、同僚議員が発言したことに私は触れませんけども、反対の方はすぐに３００円がどうのこうのと、このほかの事業で、補聴器の補助金では非課税対策はなくなりましたよね。どれだけの方が、これから、今までの２分の１、２万５,０００円が４万円に上がりました。差額、算数ですよね。差額は１万５,０００円です。何人の方が申請するかは分かりませんけども、そういうようなマイナス面の部分は、この方たちはどう思っているんでしょうね。私の性質から見たら義に合わないです。上がることだけは反対で、下がることだけは賛成。下がる一方では行政が成り立ちませんよ、と私は思います。そこで、私はこの予算は、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平な予算だと私は思っております。

以上です。

村岸議長　ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第２２号令和６年度豊郷町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第２２号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　起立多数であります。よって、議第２２号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第２３号の討論を行います。討論はありませんか。

本田議員　反対討論。

村岸議長　討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。本田清春君。

本田議員　本案についての反対討論を行います。

後期高齢者制度は２００８年に導入されました。しかし、この制度には問題点が多く、今回も保険料の値上げが提案されていますが、私はこの制度に反対の立場から討論を行います。

１点目は、７４歳まで、今まで入っていた国保、健保から追い出されます。今までに保険料負担を行ってきた人、扶養家族となっていた保険料を負担してない人も含め、７５歳以上の全ての高齢者から保険料を取る制度であることです。

２つ目は、年金から保険料を天引きされ、払えない高齢者からは保険料を取上げ、医療を受けられなくするという制度でもあります。

３つ目は、６５歳以上の障害者も、後期高齢者医療制度に事実上加入される人が多く、負担増が押しつけられる制度であります。

４つ目に、後期高齢者は受け入れられる医療に制限が加えられてきます。後期高齢者は入院では９０日を超えると、病院から患者に退院を求めざるを得なくなるという制度でもあります。それゆえ、転院先を探し回り、医療難民が生まれています。今後、医療費の増額、人口の増加は続きます。高齢化が進む限り際限なく医療費が値上がりすることになります。後期高齢者医療制度は町民の利益にはなりません。撤廃すべきであるという立場から反対とします。

村岸議長　次に、本案に対する賛成討論を許します。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第２３号令和６年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第２３号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　起立多数であります。よって、議第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第２４号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

村岸議長　　討論なしと認め討論を終結いたします。議第２４号令和６年度豊郷町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第２４号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　　（起立、全員）

村岸議長　　全員起立であります。よって、議第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第２５号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

村岸議長　　討論なしと認め、討論を終結いたします。議第２５号令和６年度豊郷町下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第２５号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　　（起立、全員）

村岸議長　　全員起立であります。よって、議第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１９、議第２６号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　議長。

村岸議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　ただいまは、３月５日に提案させていただきました全議案をご承認いただきまして、誠にありがとうございます。執行に当たりましては、全職員一丸となって執行させていただきますので、議員の皆さんにも、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、追加で提案させていただきました、議第２６号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和６年２月２１日に公布、施行されたことに伴い、所用の改正をするものでございます。主な改正内容といたしましては、令和６年度の個人住民税において、能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができるようにするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

村岸議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

村岸議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

村岸議長　　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第２６号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議　　員　　（起立、全員）

村岸議長　　全員起立であります。よって、議第２６号は原案のとおり可決されました。

日程第２０、議第２７号令和５年度豊郷町一般会計補正予算（第９号）から日程第２１、議第２８号令和５年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　議長。

村岸議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　議第２７号令和５年度豊郷町一般会計補正予算（第９号）及び、議第２８号令和５年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）を一括してご説明申し上げます。

まず、議第２７号令和５年度豊郷町一般会計補正予算（第９号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１５１万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を６１億９,６７６万２,０００円とするものでございます。

歳入では町債１,０１０万円を追加し、地方消費税交付金２５万２,０００円、繰入金８３３万３,０００円を減額するものであります。

歳出では、民生費１,０００円、教育費１５１万４,０００円を増額するものであります。繰越明許費の補正は、第２表繰越明許費補正のとおりで、地方債の補正は、第３表地方債の補正のとおりであります。

内容といたしましては、歳入では、地方消費税交付金は県から実績による交付決定通知があったことから減額するもので、繰入金と起債は町民体育館アリーナの照明ＬＥＤ化の国庫補助が採択されたことに伴う財源調整であります。

次に、歳出では、日栄小学校のエレベーターが故障したことに伴い、早急に修繕をいたしたく、今回追加で補正予算をお願いするものです。

なお、特別交付税については額の通知が間にありませんでしたので、専決で補正させていただき、次の議会でご承認賜りたいと考えておりますので、ご了承の

ほどお願い申し上げます。

次に、議第２８号令和５年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２１７万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を７,８３４万５,０００円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料２１６万３,０００円、繰入金１,０００円、後期高齢者医療広域連合補助金１万円を追加するものであり、歳出では総務費１万１,０００円、後期高齢者医療広域連合納付金２１６万３,０００円を増額するものであります。今般、保険料の見込額の算定結果により、保険料の増額と、当該年度予算でその分の負担金を納付する必要があることから、追加で提案させていただくものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

村岸議長　これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員　はい、１２番。

村岸議長　今村議員。

今村議員　議第２７号豊郷町一般会計補正予算（第９号）について、先ほど町長から提案理由説明いただきましたが、特別地方交付税、額が来るのが遅かったという話なんで、金額を、特交と、それから地方交付税を合わせて令和５年度は幾らになるのか、その金額を教えてください。

それと歳出の方で、６ページで、款１０の教育費の中で７ページに、この学校教育施設等整備事業債ということで、町民体育館アリーナ天井照明ＬＥＤ改修工事の、当初の財源は特定財源と一般財源で上がっておりましたが、今回これが補正されて町債の方になっている理由は、どういう経緯でこういうふうになったのか説明をいただきたいと思います。

続いて、議第２８号の令和５年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）で、先ほど、後期高齢者医療保険料って２年に一度改定されて、どんどん上がっていっているんですが、それと納付金というのも合算して加算されるみたいなお話でしたので、６年度にどういう、保険料と納付金の関係がどうなっているのか。２１６万３,０００円というのは所得税率でいうと何％の引上げて、あと、納付金に係る、あとのものがあるのか、中身について説明お願いいたします。

総務課長　議長。

村岸議長　清水総務課長。

総務課長　それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、交付税につきましてですけれども、普通交付税につきましては、去る３月５日の補正予算のご質疑でもお答えをしましたけれども、改めてということでしたので、額ですけども１３億２,７７７万５,０００円でございます。

また、特別交付税につきましてですけども、今回盛り込めませんでしたけども、先週金曜日、３月２２日に通知が来まして、今年度につきましては３億４,８１１万２,０００円ということになりますので、また補正をさせていただきたいと思います。

続きまして、アリーナの起債の関係ですけれども、これにつきましては、最初に予算を上げた段階では国庫補助金だけを見込んで、残りは一般財源で組ませていただいておりました。しかしながら、今回それが採択をされましたので、それにあわせまして、採択されたことに伴いまして起債が使えるようになりましたので、今回起債を借りに行ったということでございます。

以上です。

医療保険課長　議長。

村岸議長　小西医療保険課長。

医療保険課長　今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第２８号後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）でございます。６ページに係ります後期高齢者広域連合納付金２１６万３,０００円を上げております。こちらにつきましては、今年度、保険料の収入見込額に伴いまして、広域連合へ負担金として支出するものでございます。

以上でございます。

村岸議長　ほかに質疑はございませんか。

今村議員　再質疑です。

村岸議長　はい、再質疑。

今村議員　議第２７号、議第２７号。ではなくて後期高齢補正予算の方です、すいません。納付金が増えて、保険料がもう、前期よりも保険料率はどんだけ上がったんでしょうか。今８点なんぼとか前に言っておられましたが、今回の改定と改定前の保険料率、教えていただけますか。

医療保険課長　議長。

村岸議長　小西医療保険課長。

医療保険課長　今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては今年度の補正予算ではございますが、令和６年度一般会、後期高齢者の当初予算につきまして、保険所得割率が令和４年度、５年度で８.７０％でありましたのが、令和６年度、７年度で９.５６％となるところで

ございます。

以上です。

村岸議長　再々質問はありますか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第２７号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第２７号令和５年度豊郷町一般会計補正予算（第９号）を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　全員起立であります。よって、議第２７号は原案のとおり可決されました。

これより、議第２８号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第２８号令和５年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　起立多数であります。よって、議第２８号は原案のとおり可決されました。

日程第２２、委員会の閉会中の継続調査の申出について。議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第７５号の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議　　員　異議なし。

村岸議長　異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

それでは、本日の会議をこれで閉じます。

これにて令和６年３月第１回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時２０分　閉会）